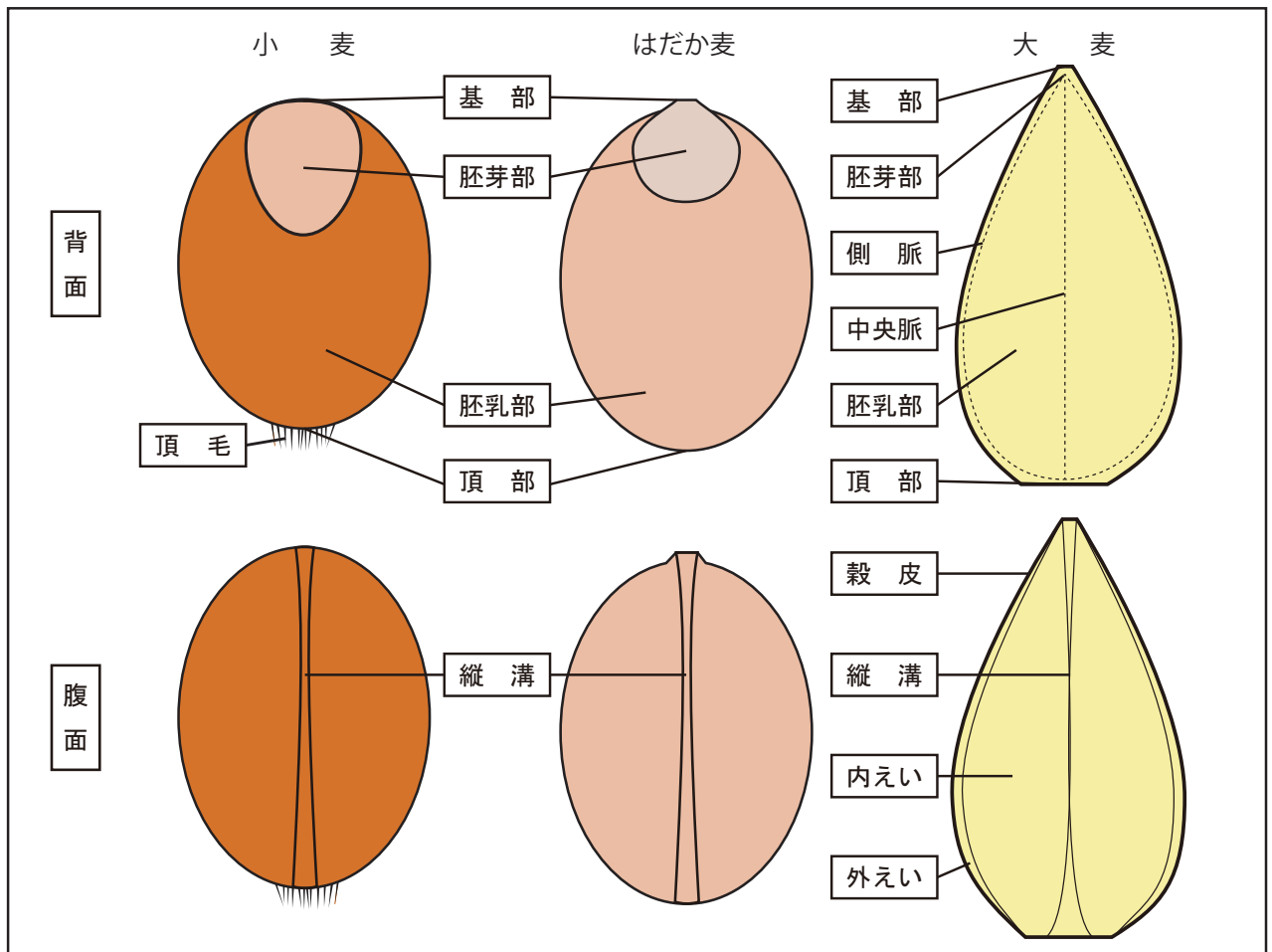


# 国内産農産物 被害粒等の限界基準解説書 〈麦類〉



赤かび粒	1
黒かび粒（普通小麦・強力小麦）	1
被害粒	
発芽粒	2
病害粒	
黄かび粒（普通小麦・強力小麦）	2
やけ粒（普通はだか麦）	3
くされ粒	3
たい色粒	4
虫害粒	4
胴割粒	5
砕粒	5
熱損粒	6
空洞粒（大麦）	6
硬質粒（大麦）	7
芽くされ粒（ビール大麦・種子麦）	7
剥皮粒（ビール大麦・種子大麦）	8
裂皮粒	
腹面裂皮粒（ビール大麦・種子大麦）	8
背面裂皮粒（ビール大麦・種子大麦）	9
側面裂皮粒（ビール大麦・種子大麦）	9
基部裂皮粒（ビール大麦・種子大麦）	10
青色粒	10
未熟粒	
（小麦）	11
（大麦）	11
（はだか麦）	12
双子粒（大麦・はだか麦）	12
緑色粒（小麦）	13
その他	
その他被害粒（小麦）	13
芽黒粒（小麦）	14
油煙汚損	14
なまぐさ黒穂病粒	15

## 赤かび粒

### 赤かび粒

#### 定義

赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。

#### 限界基準の基準

赤色を帯びた部分の色の濃淡の程度が限界基準品以上でかつ、粒の赤色を帯びた部分が粒平面の4分の1以上のもの。

限界基準に達していないものは、その程度を問わず被害粒（病害粒）とする。

農業試験場等の試験結果に基づき赤色又は赤紫色を帯びた部分が赤かびではなく、アントシアンであると判定され、その発現の状況、形状等の特性が明らかなものについては、赤かび粒又は被害粒として取り扱わない。

アントシアンか否かの判断が困難なものについては、試験研究機関等の試験結果等に基づき判定する。

アントシアンが発現した粒は、ビール大麦の1等の品位に規定する「品種固有の色」には該当しないものとする。

なお、品位の判定は、その混入の程度を勘案し行う。

#### 限界基準品の解説

限界基準品は、色と大きさの程度を示す。

#### 限界基準品



小麦



小麦



大麦



はだか麦

## 黒かび粒

### 黒かび粒（普通小麦、強力小麦）

#### 定義

かび又は菌等に侵されて黒色を帯びた粒をいう。

#### 限界基準の基準

頂毛部分のみが黒ずんで見える程度の粒は被害粒としない。

黒色を帯びた部分の色の濃淡の程度は、限界基準品以上でかつ、粒の黒色を帯びた部分が粒平面の4分の1以上のもの。

ただし、黒かび粒を適用する基準に達していない粒であっても、次に該当する場合は被害粒（病害粒）とする。

- ① 腹面の溝に沿って黒色を帯び、その溝の長さの2分の1以上のもの。
- ② 溝の長さの2分の1未満であっても、黒色を帯びた幅が1mm以上のもの。

#### 限界基準品の解説

限界基準品は、色と大きさの程度を示す。

#### 限界基準品



被害粒

発芽粒

定 義

発根又は発芽している粒及び発根又は発芽のこん跡のある粒をいう。

限界基準の基準

発根又は発芽している粒及び発根又は発芽のこん跡のあるもの。

限界基準品の解説

限界基準品は、発芽の状態の程度を示す。

限界基準品



小 麦



小 麦



大 麦



大 麦



はだか麦

被害粒（病害粒）

黄かび粒（普通小麦、強力小麦）

定 義

かび又は菌等に侵されて黄色を帯びた粒をいう。

限界基準の基準

黄色を帯びた部分の色の濃淡の程度は、限界基準品以上でかつ、粒の黄色を帯びた部分が粒平面の4分の1以上のもの。


限界基準品の解説

限界基準品は、色と大きさの程度を示す。

限界基準品



## 被害粒（病害粒）

やけ粒（普通はだか麦）	
<p><b>定 義</b></p> <p>かび又は菌等に侵されて茶褐色を帯びた粒をいう。</p>	<p><b>限界基準品</b></p> 
<p><b>限界基準の基準</b></p> <p>粒の腹面全部又は縦溝の色の濃淡の程度が、限界基準品の腹面全部又は縦溝の色以上のもの。</p>	
<p><b>限界基準品の解説</b></p> <p>限界基準品は、色の程度を示す。</p>	

## 被害粒

くされ粒	
<p><b>定 義</b></p> <p>病害等により、皮部、胚乳部が変質又は腐敗した粒をいう。</p>	<p><b>参 考</b></p> 
<p><b>限界基準の基準</b></p> <p>程度に関係なくすべて被害粒とする。</p>	

## 被害粒

### たい色粒

#### 定 義

雨害等により、粒の色があせて光沢等を失った粒をいう。

#### 限界基準の基準

大麦では、粒の灰黒色の程度が限界基準品以上のもの。  
小麦及びはだか麦においては、粒の灰白色の程度が限界基準品以上のもの。

#### 限界基準品の解説

限界基準品は、色の程度を示す。

#### 限界基準品



小 麦



大 麦



はだか麦

## 被害粒

### 虫害粒

#### 定 義

虫による食害のある粒をいう。


#### 限界基準の基準

胚乳部が食害されたもの。  
ただし、胚芽部だけが食害された粒は、ビール大麦及び種子麦以外は被害粒としない。

#### 参 考



## 被害粒

胴割粒	
<p><b>定 義</b></p> <p>胚乳部に亀裂のある粒をいう。</p>	<p><b>参 考</b></p> 
<p><b>限界基準の基準</b></p> <p>胚乳部に亀裂がすっきりと通っているもの</p>	

## 被害粒

碎粒	
<p><b>定 義</b></p> <p>潰れた粒、欠けた粒、砕けた粒をいう。</p>	<p><b>参 考</b></p> 
<p><b>限界基準の基準</b></p> <p>程度に関係なくすべて被害粒とする。</p>	

## 被害粒

### 熱損粒

#### 定 義

熱等によって損傷を受け、でん粉層まで茶褐色、茶色又は黒色に変色した粒をいう。

#### 限界基準の基準

大麦では、とう精した結果、粒のでん粉層が変色しているもの。

はだか麦及び小麦では、切断した粒のでん粉層が変色しているもの。

#### 参 考

no image

## 被害粒

### 空洞粒（大麦）

#### 定 義

生理的障害等により、胚乳部の中心に空洞が生じた粒をいう。

#### 限界基準の基準

粒の中心部を横に切断し、肉眼により空洞が確認できたもの。

#### 参 考


no image



## 被害粒

硬質粒（大麦）	
<p><b>定 義</b></p> <p>粒を重量比において55%になるまでとう精した状態で、半透明（硝子状）状を呈した粒をいう。</p>	<p><b>参 考</b></p> 
<p><b>限界基準の基準</b></p> <p>とう精した結果、半透明（硝子状）状を呈した部分が粒平面の3分の2以上のもの。</p>	


## 被害粒

芽くされ粒（ビール大麦、種子麦）	
<p><b>定 義</b></p> <p>胚芽部が腐敗した粒をいう。</p>	<p><b>限界基準品</b></p> 
<p><b>限界基準の基準</b></p> <p>粒の基部の黒褐色を帯びた部分の色の濃淡の程度は、限界基準品以上でかつ、粒の黒褐色を帯びた部分の長さが粒長の3分の1以上のもの。</p>	
<p><b>限界基準品の解説</b></p> <p>限界基準品は、色と大きさの程度を示す。</p>	


## 被害粒

剥皮粒（ビール大麦、種子大麦）	
<p><b>定 義</b></p> <p>脱穀障害等により、穀皮が損傷を受けてはがれた粒をいう。</p>	<p><b>限界基準品</b></p> <p>no image</p>
<p><b>限界基準の基準</b></p> <p>穀皮の頂部のはがれた部分の長径が粒長の3分の1以上のもの。</p>	
<p><b>限界基準品の解説</b></p> <p>限界基準品は、穀皮の頂部のはがれた部分の長径の程度を示す。</p>	


## 被害粒（裂皮粒）

腹面裂皮粒（ビール大麦、種子大麦）	
<p><b>定 義</b></p> <p>生理的障害、脱穀障害等により、穀皮が損傷を受けて裂けたもののうち、腹部縦溝の脈に沿って穀皮が裂けている粒をいう。</p>	<p><b>限界基準品</b></p>  <p>整粒</p>
<p><b>限界基準の基準</b></p> <p>腹面の裂皮の程度が限界基準品以上のもの。</p>	
<p><b>限界基準品の解説</b></p> <p>腹面における裂皮の状態（裂けが、穀粒頂部では貫通していても差し支えないが、基部では貫通していないもので、胚乳部までは見えないもの）の程度を示す。</p>	


## 被害粒（裂皮粒）

背面裂皮粒（ビール大麦、種子大麦）	
<p><b>定 義</b></p> <p>生理的障害、脱穀障害等により、穀皮が損傷を受けて裂けたもののうち、背面中央脈又は側脈に沿って穀皮が裂けている粒をいう。</p>	<p><b>限界基準品</b></p>  <p>整粒</p>
<p><b>限界基準の基準</b></p> <p>背面の裂皮の程度が限界基準品以上のもの。</p>	
<p><b>限界基準品の解説</b></p> <p>限界基準品は、背面における裂皮（裂けが、穀粒頂部では貫通していても差し支えないが、基部では貫通していないもので、胚乳部まで裂けているもの）の状態の程度を示す。</p>	

## 被害粒（裂皮粒）

側面裂皮粒（ビール大麦、種子大麦）	
<p><b>定 義</b></p> <p>生理的障害、脱穀障害等により、穀皮が損傷を受けて裂けたもののうち、側部の内えいと外えいとの包合部に沿って穀皮が裂けている粒をいう。</p>	<p><b>限界基準品</b></p>  <p>整粒</p>
<p><b>限界基準の基準</b></p> <p>側面の裂皮の程度が限界基準品以上のもの。</p>	
<p><b>限界基準品の解説</b></p> <p>限界基準品は、側面における裂皮（裂けが、穀粒頂部では貫通していても差し支えないが、基部では貫通していないもので、胚乳部まで裂けているもの）の状態の程度を示す。</p>	


## 被害粒（裂皮粒）

基部裂皮粒（ビール大麦、種子大麦）	
<p><b>定 義</b></p> <p>生理的障害、脱穀障害等により、穀皮が損傷を受けて裂けたもののうち、基部において穀皮が裂けている粒をいう。</p>	<p><b>限界基準品</b></p>  <p>整粒</p>
<p><b>限界基準の基準</b></p> <p>基部の裂皮の程度が限界基準品以上のもの。</p>	
<p><b>限界基準品の解説</b></p> <p>基部における裂皮（穀皮に1条の裂けがあるもので、その裂けが穀粒基部まで貫通しているもの）の状態の程度を示す。</p>	


## 被害粒

青色粒（大麦）	
<p><b>定 義</b></p> <p>粒を重量比において65%になるまでとう精した状態で、表が青色を呈した粒をいう。</p>	<p><b>参 考</b></p>  <p>no image</p>
<p><b>限界基準の基準</b></p> <p>とう精した結果、粒の表面が青色を呈しているもの。</p>	


## 未熟粒

未熟粒（小麦）	
<p><b>定 義</b></p> <p>2mmの縦目ぶるいをもって分け、ふるいの上に残るもののうち、生理的障害等により成熟していない粒をいう。</p>	<p><b>限界基準品</b></p>  <p><b>整粒</b> やせているもの</p> <p>縦溝の幅が広く深いものでかつ、背面がやせているもの</p>
<p><b>限界基準の基準</b></p> <p>皮部の厚いもの、やせているもの、縦溝の幅が広く深いものでかつ、背面がやせているもの等、一般的に成熟していないもの。</p>	
<p><b>限界基準品の解説</b></p> <p>皮部の厚いもの、やせているもの、縦溝の幅が広く深いものでかつ、背面がやせているもの等の程度を示す。</p>	

## 未熟粒

未熟粒（大麦）	
<p><b>定 義</b></p> <p>2mm（普通大粒大麦及びビール大麦の等外上にあつては、2.2mm、ビール大麦の1等及び2等にあつては、2.5mm）の縦目ぶるいをもって分け、ふるいの上に残るもののうち、生理障害等により成熟していない粒をいう。</p>	<p><b>限界基準品</b></p>  <p><b>整粒</b> やせているもの</p>
<p><b>限界基準の基準</b></p> <p>皮部の厚いもの、やせているもの、縦溝の幅の広く深いもの等、一般的に成熟していないもの。</p>	
<p><b>限界基準品の解説</b></p> <p>皮部の厚いもの、やせているもの、縦溝の幅の広く深いもの等の程度を示す。</p>	


## 未熟粒

未熟粒（はだか麦）	
<p><b>定 義</b></p> <p>2mmの縦目ふるいをもって分け、ふるいの上に残るもののうち、生理的障害等により成熟していない粒をいう。</p>	<p><b>限界基準品</b></p>  <p>やせているもの</p>
<p><b>限界基準の基準</b></p> <p>皮部の厚いもの、やせているもの、縦溝の幅の広く深いもの等、一般的に成熟していないもの。</p>	
<p><b>限界基準品の解説</b></p> <p>皮部の厚いもの、やせているもの、縦溝の幅の広く深いもの等の程度を示す。</p>	

## 未熟粒

双子粒（大麦、はだか麦）	
<p><b>定 義</b></p> <p>2mm（普通大粒大麦及びビール大麦の等外上にあっては、2.2mm、ビール大麦の1等及び2等にあっては、2.5mm）の縦目ふるいをもって分け、ふるいの上に残るもののうち、2粒が接合している粒をいう。</p>	<p><b>参 考</b></p> 
<p><b>限界基準の基準</b></p> <p>2つの粒で形成され、接合しているもの。</p>	

## 未熟粒

緑色粒（小麦）	
<p><b>定 義</b></p> <p>2mmの縦目ふるいをもって分け、ふるいの上に残るもののうち、生理的障害等により成熟していないもののうち、背部に緑色が残っている粒をいう。</p>	<p><b>参 考</b></p> 
<p><b>限界基準の基準</b></p> <p>粒の背部に緑色が残っているもの。</p>	

## その他

その他被害粒（小麦）	
<p><b>定 義</b></p> <p>被害粒の該当しない粒のうち、胚芽部に損傷を受け、かび等に汚染された粒等をいう。</p>	<p><b>参 考</b></p> 
<p><b>限界基準の基準</b></p> <p>胚芽部に損傷を受け、かび等に汚損されているもの。</p>	

その他

芽黒粒（小麦）	
<p><b>定 義</b></p> <p>ムギ斑点病によって、胚芽部が黒く呈しているものをいう。</p> <p><b>限界基準の基準</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 普通小麦にあつては、被害粒とはしないが、その混入の程度が50%以上の場合は形質によって判断する。</li><li>2 種子小麦にあつては、その用途から被害粒とする。</li></ol>	<p><b>参 考</b></p> <p>no image</p>

その他

油煙汚損	
<p><b>定 義</b></p> <p>油煙によって汚損しているものをいう。</p> <p><b>限界基準の基準</b></p> <p>他の粒に飛散付着して、粒の頂部等が黒変したものは、その程度を問わず規格外とする。</p>	<p><b>参 考</b></p> <p>no image</p>



その他

なまぐさ黒穂病粒

定 義

なまぐさ黒穂病によって、変質しているものをいう。

限界基準の基準

破損し、他の粒に飛散付着して、粒の頂部等が黒変したものは、その程度を問わず規格外とする。

参 考



ねずみの糞 (左)  
小 麦 (中央)  
なまぐさ黒穂病粒 (右)